

平成28年11月臨時教育委員会

日 時 平成28年11月8日（火）
午前10時00分～

○中島委員長

ただいまより臨時教育委員会を開会いたします。よろしく申し上げます。林課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案が1件、報告事項2件、計3件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

2 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議案第1号について、説明をお願いします。

議案第1号 鳥取県立美術館整備基本構想中間とりまとめについて

○大場理事監兼博物館長

議案第1号、鳥取県立美術館整備基本構想の中間とりまとめについて、審議をお願いします。中間とりまとめを議案として提出させて頂いておりますが、その説明に入る前に、11月4日に開催し、中間とりまとめのベースとなる中間報告について議論した第10回検討委員会の結果報告をさせて頂き、それを踏まえて中間とりまとめについて議論頂きたいと思っております。

第10回検討委員会は、11月4日に図書館で開催し、中間報告と、候補地の評価資料の2点について議論頂きました。中間報告については、これまでの議論の内容と、先般実施した県民意識調査の結果を踏まえて議論頂きました。

県民意識調査については、10月11日にアンケートを発送し、当初は締め切りを10月31日としていましたが、中部地震の影響に配慮して締め切りを11月7日に延長して実施しました。検討委員会の際には、当初の締め切りの10月31日も過ぎており、大体の傾向は既に出ているだろうと考え、11月2日到着分までのものについて中間集計したものを元に議論して頂きました。当時の時点での回答率は47.9%と、かなり高くなっておりました。現在では、7日までに1468人の方から回答頂き回答率は49.2%となっており、最終的な集計を9日ごろに公表させて頂こうと考えています。ポイントの部分について説明させて頂きます。検討委員会で検討した構想の中の、美術館の目的や機能、基本的な部分の考え方についてどう思うかという設問に対し、

66%の方が「適切である」、6.8%の方が「おおむね適切だが、更に留意すべき点がある」で、約73%の方が大体適切だと回答されています。「適切でない」という方は2.2%しかいませんでした。また、ハードやソフトの具体的な内容については、50.7%の方が「適切である」、12.4%の方が「おおむね適切だが、更に留意すべき点がある」と、合わせて6割以上の方から支持頂いております。更に留意すべき点があると回答された方の意見には、施設の規模や事業費について多少圧縮するべきだという意見が多かったようです。美術館の整備の必要性についての設問に対しては、45.4%の方が「整備を進めていくべきである」、31%の方が「どちらかと言えば、整備を進めていくべきである」と、合わせて76%以上の方から進めていくべきという回答を頂きました。

中間報告の中で、基本的な考え方のうち新しい美術館のあり方の特色づくりについて、これまで色々と議論があり、今回の検討会でも多少の議論がありましたが、若干の字句修正を経て最終的なものにまとまりました。修正の詳細については、参考資料2に記載しておりますのでまたご覧頂ければと思います。また、アンケートで意見のあった事業費の圧縮等への対応について、従来は基本案と圧縮案を二つ並べて記載していたのに対し、委員からそういう整理の仕方だとどうしても支持は圧縮案に偏るし、基本案をベースに考えていきたいという意見があったところですが、費用の圧縮について何らかの検討は必要であることから、最終的に必要な機能と施設・設備の基本案の説明について、それぞれ※印で費用を圧縮できる対応を付記し、一番下に、※印の対応を行うことで9千～1万㎡程度まで施設規模を圧縮することも想定できる、という記載とすることで了解を頂きました。利用者数の見込みについても同様に、基本案は20万人ですが、案の横に※印で、利用人数を抑制的に見込む場合には10万人程度となることも付記しており、それを踏まえた運営費についても利用人数を抑制的に見込むとともに施設規模を圧縮することで費用を抑制できるという記載としております。資料の最後に、なぜ今中間報告をするかということ、今後最終報告も実施するということの明記を加えたものを最終的な中間報告としました。

昨日、この内容で林田会長から教育長に対して中間報告されました。これを受けて、本日教育委員会としての構想の中間まとめを実施するものです。教育委員会としての中間とりまとめ案は、基本的に検討委員会の中間報告を元に作成します。中間報告は検討委員会からの報告という形なので、そこから主語を入れ替えたり、述語の書き方を能動的に直したりといった表現の修正をする必要があり、参考資料1にて赤字の見え消しで修正した内容がわかるようにしてあります。修正内容の主な部分について説明させていただきます。まずは冒頭の章の末尾に、先ほど検討委員会で最後に加えた中間報告の実施の意義等について、中間とりまとめの実施の意義となるよう内容を若干変更して記載しております。他には教育委員会としての意見とするべく、「～するべきである」という表現に修正したり、博物館等地方独立行政法人制度研究会の設置主体としての表現に修正したりと、表現の部分での修正をしております。最後に、今後の進め方として最終報告に向けた対応姿勢を明記しました。これまで検討委員会で非常に真摯に検討して頂いた内容をそのまま肯定して受け継ぐ形で教育委員会としての中間とりまとめといたく、この中間とりまとめ案を作成しております。

また、検討委員会の第二部として、候補地評価等専門委員会委員の方も交えた合同会議の形で建設候補地評価資料についても議論して頂きました。候補地比較資料を元に、候補地の4カ所について、立地した場合の施設の基本的なあり方等について議論しました。資料の内容は、基本的にはこれまで専門委員が評価された内容を整理して列挙したかたちの内容になっておりますが、冒頭の部分は、総論として各候補地の特色を示すために事務局で新たに作った文章です。基本的な違いとして、北栄町の旧運転免許試験場跡地に作った場合には、近くに観光施設があるので、

県民の方の利用も見込めるが観光客の方の利用が多くなるとまとめています。砂丘西側一帯についてもそれが一つの特色となるとまとめています。一方、倉吉市営ラグビー場、鳥取市役所跡地の場合には県民の利用が中心になると見込める、とまとめています。また、旧運転免許試験場跡地や倉吉市営ラグビー場に作った場合は土地が広いので低層とすることが可能ですが、鳥取市役所跡地は土地がちょっと狭いので中層以上にする必要があるとか、砂丘西側一帯に作る場合には分棟化、地下化することを考えなくてはいけないということの特徴としてまとめて記載させて頂いているところです。以下、立地条件の項目ごとに専門委員さんが評価された内容をそれぞれある程度公平になるよう、並べて記載しております。

資料の最後に、候補地ごとの条件によって、建築費にどんな影響が出るかということをもとめて整理しておりますが、まだ金額については未調整の部分がございます。例えば鳥取市役所跡地に建設する場合、有害物質含有建設残土の処分費用が6億円程度必要としておりますが、鳥取市が処分に協力する予定であるものの具体的な金額や内容は今後詰めることとしており、それによって建築費への影響が異なります。また、県民ギャラリーについても鳥取市が整備するというのですが、その際の費用負担について、県民ギャラリーだけの面積按分なのか、共有部分も含めての按分なのか、ということも含めて今後協議して詰めていくところです。そういった未確定な部分は今後推薦してきた各市町と色々と調整する必要があると思っておりますし、表現の部分についても、偏った表現にならないように意見をお聞きしたいと思っております。また、議会からも色々と意見があると思しますので、それらの内容も踏まえて、検討委員会で更に議論して頂こうと思っております。

先日の検討委員会の中でも色々と意見がありました。専門委員会の議論である程度結論が出ており、そもそもアンケートをする必要がないのではないかという意見もありましたが、これまでの議論で4カ所の中から1つに絞り込んでいるとは言えず、現在の段階で決めるのであれば、やはり県民の意見を聞く必要があるということについて了解を頂いたところです。他にもアンケートについて、こういうことも聞いた方がいいとか、こういう資料も付けた方がいいといった意見も頂いておりますので、それらも踏まえてアンケートの案を作成して議会に意見を聞き、関係市町との調整も踏まえて、次回の委員会で改めて議論して頂こうと思っております。

今後の進め方としては、候補地の評価資料について市町との調整、議会の意見を踏まえて資料を修正し、12月中旬ごろに修正した内容でもう一度議論して頂こうと考えております。候補地評価等専門委員の皆さんの中には、すでに十分議論できているという感じもありますが、引き続き検討を行い、アンケートの案を固め、候補地に関する県民意識調査を12月から1月ぐらいに実施し、最後の委員会で候補地の絞り込みと最終報告をして頂くという日程で考えているところです。

○中島委員長

これまでも内容について色々と報告を頂きながら進めてきたのですが、これまでの検討委員会での検討案について、鳥取県教育委員会を主語とし、今回の議決をもって教育委員会としての中間とりまとめとするということですね。

○山本教育長

昨日、美術館整備基本構想検討委員会の林田会長から、中間報告を受け取りました。そこで私からこれまでの検討に感謝を申し上げると共に、検討された内容がこの度の県民意識調査で県民の方の支持を得たことを尊重して対応すべきだと考えているということをお知らせしました。

この度、中間とりまとめを作成する意味は、「美術館の整備が必要なので、今後整備を進めていく」という方向で教育委員会として機関決定することで、整備の次のステップに進めることができることにあります。そもそも美術館が必要なのか、という議論が県議会の中であったことに対し、県民の意思が示され、教育委員会としてもそれを大切に検討を進め、立地についての検討もして最終的なとりまとめをしたい、と示すことと、運営の方法についてPFIの実施についての検討は知事部局で実施することとなりますが、知事に対して、教育委員会として整備すべきだという中間とりまとめを報告しPFIについての検討を進めて頂くことのために、中間とりまとめを整理するべく、提案させて頂きました。

○中島委員長

正直言うと、教育委員会として中間とりまとめについて議決するという想定はあまりありませんでした。今までも内容について聞いており、概ね協議内容に同意しているのですが、これが中間とりまとめであり、今後も検討委員会が続いていく以上、このタイミングで内容に踏み込んで、これに関してはこの方がいい、とは言いきれないと思います。教育委員会としてこの中間とりまとめをどう考えればいいのか、気になるのですがいかがでしょうか。

○山本教育長

検討委員会から頂いた中間報告の中に異論があれば、そこを修正して教育委員会の中間とりまとめとすることも可能なのですが、これまで検討委員会での検討の内容について報告を受け、それに対して意見も言わせて頂き、それについてもしっかりと議論して頂いた上で出来上がったものであり、更にこれが県民の意識調査の結果、多くの賛同を得ているということ踏まえると、教育委員会としてこの内容についてこれから違う考え方をする必要はないのではないかと考えています。

○大場理事監兼博物館長

今後の検討委員会での議論は専ら候補地の絞り込みの議論のみになります。今後の検討委員会での議論によって最終報告作成の際にこの中間報告から変更となるのは、中間とりまとめの15頁で建設場所についての記載している部分が、候補地を4カ所に絞り込んだという記述で止まっているものから、更なる絞り込みの結果が追加されること、報告末尾の今後の進め方等についての記述が中間報告のものから最終報告のものに変わることだけだと思います。それ以外の内容は、検討委員会の議論が今後続きますけれども基本的には変わらないという前提で、教育委員会としての中間とりまとめをして頂ければいいのではないかと考えています。

○中島委員長

候補地について、具体的にこの場所がいいということが、1ヶ所か2ヶ所かわからないけれども追記される、ということですね。

○大場理事監兼博物館長

はい、そうです。候補地は、基本的には1ヶ所に絞り込んで頂こうと考えています。

○若原委員

形式としては、県教育委員会から検討委員会に検討を委嘱し、昨日それについて答申があり、その答申を県教育委員会の報告書とすることについて県教育委員会で決定し、知事に報告するということですね。そして、これは中間報告ですが、最終報告に向けても内容が変更する可能性が無くはないものの、建設場所についての記述が追加されるだけだろう、というものだということですね。

○大場理事監兼博物館長

はい、そうです。

○田中次長

仮に決定するのが知事であれば、知事個人の決定により次の段階に進めるのですが、教育委員会は行政委員会ですので、合議体として、諮問への答申を受け、それを斟酌した上で機関決定を行い、知事へのアプローチを行うということになります。そして、PFI実施についての検討には予算を伴いますので、それに当たって現時点での内容についてご承知頂き機関決定をすることで、理解を頂きたいと思えます。

○中島委員長

今後の予定は、候補地についての検討結果が検討委員会から出てくるのが12月から1月ということなので、2月か3月ごろに最終報告を行う、という日程でしょうか。

○大場理事監兼博物館長

最終報告は3月まではかからないと思います。1月か2月の初旬ごろには何とかできるのではないかと考えています。

○中島委員長

最終報告の完成まで知事への報告を待ってしまうと、来年度の予算を確保するのにどうしても遅くなってしまうということですね。

○大場理事監兼博物館長

はい、そうです。

○若原委員

内容について一つ質問があります。建設場所の問題なので、これから検討されることだと思うのですが、倉吉のラグビー場について、以前、そこには埋蔵文化財が埋まっており建物の建設には随分と手間がかかるということを知ったことがあるのですが、現在の検討の中では調査費は不要と記載されているということは、調査は終了しているということなのでしょうか。

○大場理事監兼博物館長

ラグビー場の隣にある広い空地が廃寺跡で、そこを調査するときに周辺も含めての調査が終わっていますので、候補地となっておりますラグビー場の部分についての調査は不要だと聞いております。隣の敷地には文化財があると聞いていますが、候補地はそこから外れており、大丈夫だと聞いています。

○中島委員長

内容については、今までしっかりと議論をして頂いており問題ないと思うのですが、冒頭部分は、県教育委員会の報告書として、先日の県民意識調査の結果も踏まえ、美術館の必要性をより強く打ち出す必要はないでしょうか。原案は現状と課題についての記述から始まっているのですが、一般論的な書き方でなく、教育委員会としての熱意を記載する方法もあると思います。

○大場理事監兼博物館長

原案では、教育委員会として美術館の整備の検討に至った経緯、県民意識調査でその考え方の妥当性が確認できたことについて冒頭の章で記述し、次の基本的な考え方の章でも美術館の必要性についてかなり前面に出して記載しておりますので、これに更に付け加えなくても十分教育委員会としての意向は出ていると考えています。

○若原委員

必要性についての記述は、最初から美術館を整備すると決めて検討したようになってもいけませんし、逆に整備するかどうかわからないけど検討した、というのも変だと思います。

細かい字句についてなのですが、中間とりまとめの23頁の「メリット、デメリットが次のように整理した」という部分は、「メリット、デメリットを次のように整理した」と修正する必要があります。

○大場理事監兼博物館長

修正いたします。

○中島委員長

他にはよろしいでしょうか。（賛同の声）。では、これを提案どおり、教育委員会の美術館整備基本構想中間とりまとめとすることとします。

(2) 報告事項

○中島委員長

では、報告事項をお願いします。

報告事項ア 平成28年度第2回いじめ・不登校対策本部会議の概要について

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

報告事項ア、平成28年度第2回いじめ・不登校対策本部会議の概要について報告させていただきます。10月27日に文部科学省から平成27年度の「児童生徒等の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果が報告され、同日に第2回いじめ・不登校対策本部会議を開催し、その調査結果を元に、いじめ、暴力行為、不登校のそれぞれについて課題と対応策について提案し、各教育局、教育委員会事務局各課等から色々な意見を出して頂き、方向性を固めていきました。

今回は各項目の全国の数字が出ましたので、それと比較しながら、県内の状況をご理解頂けたらと思います。

まず、いじめについては、昨年度に再調査があり、それが反映された平成26年度から認知件数が一気に増加しています。これまでは、鳥取県の小学校は全国の傾向と違って少なく、中学校よりも少ないという状況が続いていたのですが、再調査後の平成26年度以降、認知件数が大きく増加しています。平成27年度も昨年の再調査と同じ基準により校内で起こった様々なトラブル等を見たところ、昨年よりも件数が増えています。千人あたりの認知件数についても、これまでは1件台で推移していたのですが、平成24年度から上昇しており、平成25年度に一度下がったものの、平成26年度の再調査以降は8.7件となっております。ただ、これは全国の数字と比較すると非常に低い数値です。これは、いじめそのものが少ないから、という見方もできますが、一方で認知することについて抵抗感が未だにあって、境界線のようなトラブルをいじめとして認知するのか、ただの喧嘩として扱うのか、という判断の中でいじめとして認知していないことによることもあるかもしれないと分析しております。ただ、小規模校が増えていきますし、支援員等の成果も非常に上がっており、いじめの芽や兆候に対する感度は上がっていると思っております。会議の中では、今後も市町村教育委員会と連携を図りながら、各学校の個別の事案について見ていき、いじめの感度が低いようであれば更に研修会等を実施する必要がある、という意見もありました。中には二百人規模の学校でいじめが1年間に1件も起こっていないと報告している学校もあり、本当に児童生徒間の関係性が良くいじめが起こっていないのであれば全く問題ないのですが、日々起こるトラブルの中にいじめが潜んでないか、見逃していないかという視点で見直すことが必要ではないかと考えているところです。昨日も、いじめ問題対策協議会を開催し、県内から各学校種の校長会、PTA、各関係機関に集まって頂いてこの認知のことについても協議して頂いたところです。今後、校長会等を通してそれぞれの学校現場等に還元され、この考え方が広まっていくように動いていきたいと考えています。

続いて暴力行為については、以前も報告させて頂きましたが、小学校での件数の増加が非常に目立った1年でした。これはおそらく、昨年いじめの再調査を行った際に、いじめの中に悪口や誹謗中傷と同時に軽くぶつかるとか蹴るといった暴力行為を伴ういじめもあり、そのいじめの認知件数が上がった中、それに伴っていた暴力行為を報告することで暴力行為の件数も増加したと考えられます。発生件数自体は、全国よりもかなり低い状況ですので、特に学校が荒れている状況とまではないと思います。中身を見ますと、暴力行為を繰り返す児童が増えているという特徴があります。同じ児童が1年間の間に、例えば4月、8月、11月に暴力行為を行うと3件として計上します。発達障がいや愛着障がいといった特性のある児童によるもので、学校で個別に対応する必要があると認識していた児童によるもののほか、幼少期から感情のコントロールができない、相手の立場に立てない、友達の意見が理解できない、という中で、言葉で表現できずにいきなり手が出てしまうような、とっさの出来事で防ぎようのないような暴力も起こっています。幼少期からのしつけの部分でなかなか家庭の協力や理解が得られにくいという事情がある中で、学校の中には幼稚園、保育園と連携しながら合同の研修会を開いたり、なるべく多くの保護者が参加できる機会に研修会を持ったりという取り組みを行っているところもあります。以前は保護者と児童で別々に話をしていたけれども、保護者と児童とが一緒に研修を受けるような取り組みをしているという学校もあるという報告もありました。いじめ・不登校総合対策センターとしても、来年度以降に感情のコントロールの部分について、先見的な研究を実践に活かしていけるようなモデル事業の実施も考えていきたいと考えているところです。

最後に不登校の状況については、特に小学校での出現率が多くなっております。資料中には平成22年度から6年分の数字を記載しておりますが、平成22年以前は出現率が0.2%~0.3%とざっと300人に1人程度という割合だったのですが、平成27年度には0.5%を超え、200人に1人以上という割合になっています。県内131校それぞれの出現率を詳細に見ると、出現率が1%を超える、つまり100人に1人の割合で不登校の児童のいる学校も20校近くあります。小規模校で不登校が発生するケースが目立ってきております。そうした学校に対し、支援シートを活用、支援員等の派遣を行っていますし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー配置についてもより効果的に取り組みが行われるようにしており、特に新年度からはこれまで中学校区に配置することとしていたスクールカウンセラーについて、小学校に重点配置して毎日どこかの小学校に配置できるようにできないか、考えているところです。

○松本委員

喧嘩といじめの違いは、どう分けているのでしょうか。一定の人間関係の中で、友達から心理的・物理的な攻撃が行われ、それにより精神的苦痛を受けた、というのがいじめの定義ですが、これは喧嘩にも当てはまるものです。例えば、生徒の保護者がいじめられた、と主張したらいじめとして認知され、そうでない場合には認知されない、ということはないのでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

いじめの定義については、学校に対して再三提示されておりますが、その定義の中では、委員さんが言われたように同じ事象でも喧嘩に分けられる場合といじめに分けられる場合があります。ですが、保護者が主張したからいじめとする、というわけではなく、観察や本人への聞き取りをしっかりと行ってその上で、本人に苦痛があったのか、お互いに加害の行動があったのか、等を見ながら判断します。

定義が曖昧な部分も含まれているのは確かで、昨年の再調査の際には5つの具体的な事案の例を挙げて、これはいじめだと判断するか、という照会が教育委員会事務局、市町村に対して実施され、その回答の結果、いじめの判断にかなりの差があったという報告があります。鳥取県は認知件数が少ない県ですが、もっと認知件数が少ない県がある一方で、鳥取県の10倍以上の認知件数がある県もあり、その差が開き過ぎており、国も差を縮めていかないといけないと捉えているようです。国としても、学校でいじめを認知すること自体は悪いことでなく、しっかりと認知して、よく観察して初期対応することでトラブルを未然に防止できるという考え方で動いているところですので、鳥取県としても学校にその考え方を伝えて、対応をお願いしているところです。

○中島委員長

件数が多いよりも少ないほうがいいのですが、だからといって件数を抑えるようにするのではなく、児童生徒の学校生活がどうなっているか、本当に学び・成長の場になっているか、ということに対する一つの指標としてデータを使っていくことが必要だと思います。

そして、もう一つは先日青森県でも自殺した児童が出たしまった現状を踏まえると、とにかくいじめの兆候を見逃さず、ああいうことが絶対に起こらないように対応していく必要があると思います。重大事案の発生を防ぐという構えと、教育的な一つのデータとして活用するという構えの二層で考える事が必要だと思います。

○山本教育長

いじめであれ、喧嘩であれ、人間関係のトラブルから生じるものをできるだけ早くキャッチし、それが大事にならないように、対応していくという姿勢が必要だと思います。いじめかどうかという定義にこだわり過ぎるより、実際の対応が大切だと思います。

○松本委員

数にこだわって、いじめの認知を漏らさないように、再調査で認知件数が増えたら懲戒のような対応も検討する、というような考えが出てきてしまうと、学校現場は萎縮してしまい、ちょっとしたことがあったら何でもいじめとして認知するような動きになってしまいます。そこはきちんと冷静に両方の意見も聞いて判断するという考え方も必要だと思います。保護者からいじめがあったという主張があったらそれに学校が右往左往してすぐに集会を開かざるを得なくなるような現状について考える必要もあるのではないかと思います。いじめに対するセンサーは敏感に張った方がいいとは思いますが、逆に敏感過ぎることで児童生徒同士の闊達な交流がなくなる可能性もあると思います。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

そのバランスは非常に難しく、人間関係づくりについてはそれぞれの学校、学級で力を割いているところです。その中で、いじめは非常に難しいところであり、最近では、高学年になってスマホ等のツールが使われて教職員が見えないところでいじめが起こったり、放課後児童クラブやスポーツ少年団といった学校の管轄外での、選手になれるかどうかということや指導者との関係が起因していじめが起こったりしています。また、被害を受けた児童生徒の側は保護者も一緒になって学校に主張される一方で、加害した児童生徒の側でも全く非を認めなかったり、被害者の側にも非があると両成敗のようなことを求めたりするケースも出てきており、対応が非常に難しくなっています。そういう状況の中で、件数だけを問題として取り上げるのではなく、その内容の部分をしっかり見ていくことと、また、見過ごすと深刻化していくことが一番問題なので、初期対応で適切に動くための、無記名アンケート等の児童生徒観察や、支援シートの活用等によって教職員全体が組織として適切に対応できる仕組みを作っておくことについて、市町村教育委員会とも連携し、学校に伝えているところです。

○寺谷教育次長

昨日協議会が開催され、そこでもいじめの認知について、委員さんに集まって頂いて話をしました。そこで、まずは何事も「いじめがある」という認識で捉えていくということが必要だという話になりました。例えば喧嘩だったら、喧嘩の背景にいじめがありはしないか、という目で見るとということです。そういう見方をしないと、重大事案を見逃していく可能性があるからで、いじめがありはしないか、という気持ちで聞き取りや調査をして、それは積極的に件数として上げていく方向でいきましょうとしました。ですので、いじめの認知件数が0件の学校については、状況の確認やいじめの認知の仕方や基準についての指導・相談をしようという話もしました。

○松本委員

鳥取県のいじめ認知件数は少ないと言われており、この件数なら個別事案の全部についてしようと思えば分析できる数だと思いますが、個別の分析はしているのでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

全部の個別のケースについての報告は対策センターに来てはいませんが、小中学校での事案であれば市町村教育委員会には全部の事案の個別の報告が上がっていますので、そこで内容について吟味され、学校と対応策を確認したりしておられます。市町村から県のほうに上がってくるときには、個別事案ではなく、数値として上がってきている状況です。ただ、同じ学校で増えているとか、効果的な取組があったとか、別に特別な支援が必要だといった特徴的なことについては各教育局を通して市町村の状況等、支援策を一緒に協議する場があり、そこで認識できます。

○松本委員

個別事案のいじめの重症度を、喧嘩程度なら軽度、かなり深刻なら重度、その間の中度、と分類するといったような内容の分析はしているのでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

各市町村で全ての案件に軽い、重いといった分類までしているかについては確認していませんが、全ての事案について、一件ごとに、どういう経緯の事案でどう両者が納得し、和解したかということが教育委員会のほうに報告されています。

○若原委員

特別支援学校の認知件数が、学校数の多い高校の倍程度あり、多いように感じます。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

これは、特性の関係により、一部の学校の一部の生徒が繰り返し行うことで集中的に数が上がっていることによるものです。また、認知件数は、被害のあった件数で数えるので、例えば一人の生徒が複数人に対していじわるをして、それをいじめと認知すると、それにより被害を受けた生徒の人数分の認知件数となりますので、それも学校種の特徴としてあり、件数が多い要因となっております。

○坂本委員

スクールカウンセラーの意見等の現場の声をまとめたようなものはないのでしょうか。そういうものがあれば、改善するべき点等も見えやすくなると思います。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

配置しているスクールカウンセラーと教職員での連絡協議会を年に数回開催しており、年間のまとめの報告や、特徴的なケースの情報共有等をしております。その中で、スクールカウンセラーから臨床心理士としての専門性を活かした、こういう取組は効果的だったとか、こういう傾向が見られた、という意見について、会議を通して皆で考えるということもしております。実際にその連絡協議会だけで、すべての学校に浸透するというわけではありませんが、この取り組みを通して広めていければと考えています。また、現在はスクールカウンセラーの配置は中学校のみに対して行っており、小学校からは養護教諭の参加が多いのですが、今後は小学校にもスクールカウンセラーを配置して対応を広めていくようにしたいと考えています。

○坂本委員

携帯でのSNSのラインのいじめは、本当に目に見えないので、それを防ぐためにライン等を行うこと自体を許可しない等、やめさせることはできないのでしょうか。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

昨日の連絡協議会でもスマホやインターネットについての意見交換を行う部会があり、私もこれに参加したのですが、PTAからの意見として、保護者の責任だということは分かっているが止められない、という意見がありました。実際に家庭では、小学生に対しても親が自らの使い古しの物を与えていることもあるようです。また、子どももWi-Fiの環境が整えば簡単に使えるということを知っているのに加え、社会全体としてテレビで携帯やゲームのコマーシャルが頻繁に流れている状況で、子どもの持つ情報に親がついて行けていないという状況もあるようでした。一方、学校関係者としては、小学生、中学校は学校に携帯電話は持って来ておらず、家で使っているという割合が非常に多いので、そこまでは学校としては規制ができず、危険性についての色々な研修会を実施することで対応している状況のようです。回数を増やしても、本当に聞いてほしい保護者はなかなか来られず、一部の意識の高い保護者が繰り返し来られるような状況だそうです。また、その一方で情報教育に力を入れている状況もあり、取扱いが非常に難しいと感じています。上手に使いえばいいツールになる一方、使い方によっては相手を傷つけるという両面があるので、PTAも学校も悩んでいます。以前のようなブログや学校のホームページの裏サイトによるいじめは、ネットパトロールで発見することができたのですが、現在のグループライン等は全く情報が表に出ず、その中で突然仲間割れしていじめや情報流出といったモラルに反することが当たり前に行われているもので、非常に規制が難しいという意見もありました。

○佐伯委員

加害者の子どもの背景にも難しい面が出てきていると思います。保護者の方に、自分の子どもも場合によってはいじめる側になる可能性がある、という認識があれば、何かあったときに学校からも子どもに歩み寄りができ、スムーズに改善を行えるのですが、保護者の方が、自分の子どもがいじめをすることはなく、とおっしゃって頑なになって会話を受け付けないようになり、それにより子どもの方も自分が守られたと勘違いしてしまい、対応が非常に難しかったことが過去にありました。学校の方でいじめがあることを前提にして普段から児童生徒を見るのに加え、保護者の方も自分の子どもがいじめをする可能性はあるという認識を持っておいてほしいと思います。子どもというのは敏感なところがあり、ストレスが溜まったり、自分が不利な立場になったりすると、それを身近にいる弱い友達にぶつけてしまうことはあり得ることです。保護者と子どもと一緒に受けるような研修を実施しているという話をされていましたが、非常に意味があることだと思いました。

私が校長だった当時、PTA研修の際にスクールカウンセラーの方をお願いして子どもとの接触の仕方、話し方についての講演をして頂いたことがあります。その時はスクールカウンセラーの方が忙しい中のご理解くださり協力してくださったのですが、実際にスクールカウンセラーの方を呼ぼうとしても学校あたりの割り当ての時間や回数が限定されていたり、中学校区内に配置されていても他の学校に行っているところには来られなかったりと、本当に来てほしい時や相談したい時に対応してもらえないという状況がよくあり、うまく活用できなかったことがあります。学校はきっと被害者の子どもの方を守るだろうという意識があり、加害者側の保護者がなかなか心を開かないこともよくあるので、そこでスクールカウンセラーの方が公平性を持って学校とは違う立場で話を聞くというのはいいことだと思います。ですので、今後、小学校にスクール

カウンセラーを配置していくという方向で検討が進んでいるのは、とてもいいことだと思っています。

また、米子市の中学校の中に、生徒自ら自分たちの活動を見直して、いい友達関係、学校生活を作っていくという動きがあるということを知ったことがあります。こういった動きをより広めていき、親や先生に規制されるのではなく、自分たちの力で自分たちの学校生活を何とかしていきたい、という流れに持っていくこともいいのではないかと考えています。

○田中次長

現在、鳥取県PTA協議会からも、児童生徒が自分たちで話し合っって色々な学校のルールを決めるという動きを広めるためのフォーラムを実施してみたいという声があります。また、社会教育課でも、来年度事業の中でスマホとのつきあい方のルールについて、学校の中で自分たちが議論をして決めるという動きを広めるフォーラムのようなものの開催について検討しています。これまでの動きに加えて、自分たちのことは自分で決めるというかたちのアプローチを、今後は少し強めていこうかと考えているところです。

○松本委員

平成28年度の現在までのいじめの認知件数は何件くらいなのでしょう。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

今年度の件数については、また改めて報告させてください。

○中島委員長

それでは、その際にまた議論しましょう。

報告事項イ 鳥取県中部地震における学校等被害状況とその対応について

○林教育総務課長

報告事項イの鳥取県中部地震における学校等被害状況とその対応については、先日よりメール等で報告させて頂いている内容をまとめたものですので、配布の資料をご覧になって頂ければと思います。

○田中次長

倉吉市の学校では4200食が必要なのですが、倉吉市の給食センターが使用不可能となっている中で、周辺の4町の給食施設からの供給を検討しております。施設の供給能力からすると毎日の供給は難しいので、来週の14日から、まずは週1回の供給を実施するところから始めてみようとしています。

○佐伯委員

避難所になっている等により体育館が使えない小学校・中学校は、現在、何校程度あるのでしょうか。

○田中次長

現在は避難者もかなり減って100人程度になっており、体育館が避難所となっている学校は4校か5校です。昨日は倉吉養護学校の避難所を見てきたのですが、避難所と授業での使用を併存しており、避難所を完全に閉鎖する必要もないし、学校も体育の授業等で使えるしということで両方にありがたい運営方法になっているようです。

○佐伯委員

倉吉市の給食センターが通常通り稼働できるようになるのはいつごろからですか。

○林教育総務課長

来年の4月ごろからの予定です。

○田中次長

日程だけを聞くと非常に遅いように感じられるかとも思います。倉吉市の方でも少しでも早く、という思いはあるのですが、修繕工事を行った上で、完了後も衛生面での検査の実施や、調理器具が使えるかどうかの調査や修理等を行う必要がありますので、それも考えると1月や2月からの再開は約束しきれず、確実に再開できるといえるのは来年の4月頃になってしまいます。

○中島委員長

報告事項は以上で終了です。その他で何かありますでしょうか。

次回の定例の委員会は11月21日でよろしいですか。（賛同の声）

それでは、ご起立ください。本日の臨時教育委員会を終わります。